



令和7年度第1回北区地域公共交通会議

北区地域公共交通会議の 法定協議会移行について

北区の取り組み

令和元年10月	道路運送法に基づく 北区地域公共交通会議設置
令和3年 3月	北区地域公共交通計画（法定外）策定

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正

令和2年10月 （施行）	地方公共団体の地域公共交通計画（法定）作成の努力義務化
令和5年	目的規定に「地域の関係者」の「連携と協働」の推進が追加



現在の「北区地域公共交通計画（法定外）」を
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に
基づく法定計画とする。

北区の取り組み

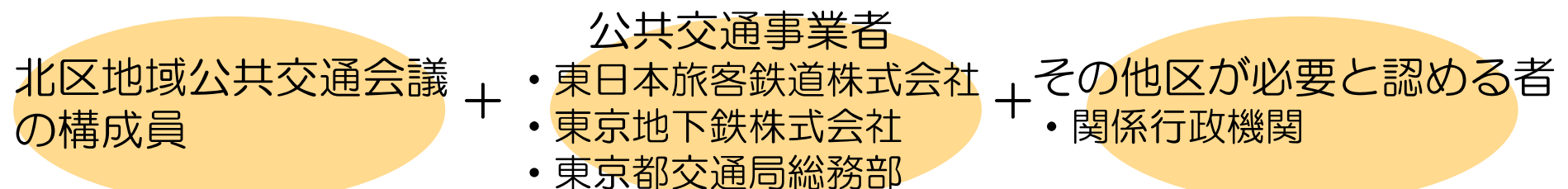
令和元年10月設置した道路運送法に基づく「北区地域公共交通会議」を通じて、関係機関や交通事業者、区民の代表者などと連携して公共交通の実現に取り組んできた。

法定計画の作成

法定協議会で、交通事業者や地域の関係者などと協議し作成しなくてはならない。

法定協議会には、国の指針を踏まえ、鉄道事業者を含む多様な交通モードの関係者等と連携し、地域の移動手段の確保に取り組む必要がある。

～法定協議会の構成員～



スケジュール（案）

法定計画の作成期間：令和7年度、令和8年度

令和7年12月頃

現状調査・分析手法について ほか

令和8年6月頃

現状調査・分析結果について ほか

令和8年12月頃

計画骨子について
パブリックコメントの実施について ほか

令和9年1月頃

パブリックコメントの実施

令和9年3月頃

パブリックコメントの実施結果について
計画（案）について ほか